

神戸市シルバーカレッジ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）第5条第3項に規定するシルバーカレッジにおける事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 神戸市シルバーカレッジ（以下「カレッジ」という。）においては、高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指して、高齢者に学習及び実践活動の場を提供する。

(組織)

第3条 カレッジに学長及び事務局を置く。

- 2 学長を補佐するため、カレッジに副学長及び運営委員会を置くことができる。
- 3 学長は、カレッジを代表し、校務及び学事を統轄する。
- 4 運営委員会は、カレッジの運営方針について、学長に意見を述べることができる。
- 5 運営委員は、学長が委嘱する。
- 6 事務局は、カレッジの事務処理を行う。

(学習課程、修学年限及び学年定員)

第4条 カレッジに共通課程及び専門課程から成る学習課程を置く。

- 2 学習課程、修学年限及び学年定員は、次表のとおりとする。

学習課程	修学年限	学年定員
健康 ライフ コース	3年	100名
国際交流・協力コース	3年	100名
生活環境コース	3年	100名
総合芸術コース	3年	140名

- 3 学生は、同時に複数の学習課程に在籍することができない。
- 4 第2項の表に掲げる学習課程のほかに、学長は、公開講座を置くことができる。
- 5 第2項の表に掲げる学習課程において、学長は、聴講生を募ることができる。
- 6 第2項に関する規定については、別途定めるものとする。

(入学資格)

第5条 カレッジに入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する満57歳以上の者
 - (2) 前条第2項の表に掲げる学習課程を履修する能力のある者
 - (3) 学習成果を社会還元する意欲のある者
 - (4) かつてカレッジに在籍したことのない者
- 2 前項(4)の規定にかかわらず、再入学に関して必要な事項については、別に定める。
 - 3 入学の許可は学長が行う。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学習時間)

第7条 学習時間は、年間30週の履修を標準とし、講座の日数は年間60日とする。

2 学生は、進級又は卒業するためには、講座回数の8割以上の受講を必要とする。

(休学及び退学)

第8条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により1月以上継続して修学できない場合は、学長の許可を受けて当該学年間休学し、又は退学することができる。

2 休学が認められる期間は、3年以内とする。ただし、特段の事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

(卒業)

第9条 所定の課程を履修した者について、学長は、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(受講料等)

第10条 カレッジの受講料の額は、健康ライフコース、国際交流・協力コース、生活環境コースについては、年額70,000円、総合芸術コースについては、年額77,000円とする。

2 学生は、受講料を毎年前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)の2期に分けて、指定の期日までに年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学を許可された者は、指定の期日までに入学金6,000円を納付しなければならない。

5 講座、実習等に要する教材費等は、学生の実費負担とする。

(受講料の還付)

第11条 学年の途中で休学又は退学した者が、その学年において納付すべき受講料等の額は、その月割額に当該学年の始めから休学又は退学の日属する月までの月数を乗じて得た額とする。なお、月割額を算定するにあたり、端数が生じた場合は、10の位以下の金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、既に受講料を納付している場合は、超過相当額をその者に還付する。ただし、1月1日以降休学者・退学者については受講料を還付しないものとする。

(除籍)

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生について、退学を命じ、除籍することができる。

- (1) 神戸市しあわせの村条例に違反し、又は学長の指示に従わない者
- (2) カレッジの秩序をみだし、学生としての本分に反した者
- (3) 受講料、教材費等の納入を怠った者
- (4) 第7条第2項に掲げる受講回数に満たない者

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、カレッジの管理運営に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 5 年 9 月 21 日から適用する。

附 則 (途中省略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条再入学に関する規定は、この要綱の施行期日にかかわらず、平成 30 年 4 月 1 日入学の再入学生から適用する。

3 在学生に係る受講料は、改正後の第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、在学生が在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 在学生に係る受講料は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、在学生が在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 健康福祉コースは、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に健康福祉コースに在籍する者が健康福祉コースに在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 令和 3 年 3 月 31 日に健康福祉コースに在籍する者に係る受講料は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。